

公開買付説明書の訂正事項分

平成25年 2 月

株式会社アマダ

公開買付説明書の訂正事項分

本公開買付説明書の訂正事項分（以下「本訂正事項分」といいます。）に係る公開買付けは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第2章の2第1節の規定の適用を受けるものであり、本訂正事項分は金融商品取引法第27条の9第3項の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】	株式会社アマダ
【届出者の住所又は所在地】	神奈川県伊勢原市石田200番地
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	(0463)96-1111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼常務執行役員経営管理本部長 磯部 任
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	株式会社アマダ (神奈川県伊勢原市石田200番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社アマダをいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、ミヤチテクノス株式会社をいいます。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注5) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注6) 本書中の「本公開買付け」とは、本書の提出に係る公開買付けをいいます。

(注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

1 【公開買付説明書の訂正理由】

平成 25 年 2 月 13 日付で提出いたしました公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第 27 条の 8 第 2 項の規定により、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。

これに伴い、法第 27 条の 9 第 3 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。）第 24 条第 5 項に基づき、公開買付説明書を訂正いたします。

2 【訂正事項】

第 1 公開買付要項

6 株券等の取得に関する許可等

（2）根拠法令

① 独占禁止法

（3）許可等の日付及び番号

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第1【公開買付要項】

6【株券等の取得に関する許可等】

(2)【根拠法令】

① 独占禁止法

(訂正前)

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる株式取得（以下「本件株式取得」といいます。）に関する計画をあらかじめ届け出なければならず（以下当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により事前届出受理の日から原則として30日（短縮される場合もあります。）を経過するまでは対象者の株式を取得することができません（以下株式の取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。）。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます（同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。）。上記の事前届出が行われた場合で公正取引委員会が排除措置命令を発令するときは、公正取引委員会は、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません（同法第49条第5項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。）、株式取得に関する排除措置命令の事前通知は、一定の期間（上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）内に行うこととされています（同法第10条第9項）。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知（以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。）をするものとされております（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号）第9条）。

公開買付者は、本件株式取得に関して、平成25年1月24日に公正取引委員会に対して事前届出を行っており、同日受理されております。したがって、本件株式取得に関しては、原則として平成25年2月23日の経過をもって、取得禁止期間は満了する予定です。なお、公正取引委員会から独占禁止法第49条第5項の規定に基づく事前通知及び同法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けることなく措置期間及び取得禁止期間が満了した場合又は公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けた場合には、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに、本届出書の訂正届出書を提出いたします。

公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、事前届出に関し、（i）公開買付者が、公正取引委員会から、対象者の株式の全部又は一部の処分、その事業の一部の譲渡を命じる排除措置命令を受けた場合、（ii）措置期間が満了しない場合、若しくは、（iii）公開買付者が独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2)公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

(訂正後)

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第 10 条第 2 項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる株式取得（以下「本件株式取得」といいます。）に関する計画をあらかじめ届け出なければならず（以下当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第 8 項により事前届出受理の日から原則として 30 日（短縮される場合もあります。）を経過するまでは対象者の株式を取得することができません（以下株式の取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。）。

また、独占禁止法第 10 条第 1 項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます（同法第 17 条の 2 第 1 項。以下「排除措置命令」といいます。）。上記の事前届出が行われた場合で公正取引委員会が排除措置命令を発令するときは、公正取引委員会は、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません（同法第 49 条第 5 項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。）、株式取得に関する排除措置命令の事前通知は、一定の期間（上記事前届出が受理された日から原則 30 日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）内に行うこととされています（同法第 10 条第 9 項）。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知（以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。）をするものとされております（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 9 条から第 16 条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和 28 年公正取引委員会規則第 1 号）第 9 条）。

公開買付者は、本件株式取得に関して、平成 25 年 1 月 24 日に公正取引委員会に対して事前届出を行っており、同日受理されておりましたが、本件株式取得に関しては、公正取引委員会から平成 25 年 2 月 15 日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」を同月 18 日に受領したため、平成 25 年 2 月 15 日をもって措置期間が終了し、また、公正取引委員会から取得禁止期間を 30 日間から 22 日間に短縮する旨の平成 25 年 2 月 15 日付「禁止期間の短縮の通知書」を同月 18 日に受領したため、平成 25 年 2 月 15 日をもって取得禁止期間が終了しています。

(3) 【許可等の日付及び番号】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

① 独占禁止法

許可等の日付 平成 25 年 2 月 15 日 （排除措置命令を行わない旨の通知を受けたことによる）

許可等の番号 公経企第 99 号 （排除措置命令を行わない旨の通知書の番号）

許可等の日付 平成 25 年 2 月 15 日 （禁止期間の短縮の通知を受けたことによる）

許可等の番号 公経企第 100 号 （禁止期間の短縮の通知書の番号）

② ドイツ競争制限禁止法

該当事項はありません。